

入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県飯田建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

砂 防 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月12日

長野県土尻川砂防事務所長 佐藤 知章

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

別表のとおり

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県土尻川砂防事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則

第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者又は電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の規定による登録点検業者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市七二会己973-1

長野県土尻川砂防事務所 総務課

電話 026 (229) 2511

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月24日（火） 午前10時

イ 場所 長野県土尻川砂防事務所 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月18日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県土

尻川砂防事務所長は、この契約を変更又は解除することができるとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(別表)

調 達 を す る 役 務
平成21年度県単砂防管理事業に伴う土砂災害監視施設保守点検業務(1)
平成21年度県単砂防管理事業に伴う土砂災害監視施設保守点検業務(2)

砂 防 課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成21年3月12日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
交通誘導警備業務（2級）	平成21年 6月13日 (土)	午前8時30分から 午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
交通誘導警備業務（2級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用

電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成21年4月20日（月）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成21年5月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万4,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3033）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成19年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成21年 3月12日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
 同 東方 久 男
 同 柿 沼 美 幸
 同 宮 澤 宗 弘
 20医政第179-2号
 平成21年(2009年) 2月25日

長野県監査委員 様

長野県知事 村 井 仁

平成19年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成20年3月13日付で包括外部監査人中地宏氏から提出のあった、平成19年度包括外部監査の結果に関する報告及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名
 長野県看護大学の経営管理
- 2 措置の内容等

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
1 清掃委託業務にか かる一般競争入札の 契約方法の見直しに ついて (意見)	学内清掃の委託業務において平成14~18年度で委託料が70.1%下落している。18年度は清掃作業の質が悪く、業者に注意を与える等で事務局の負担が大きかった。一般競争入札において業者の清掃作業能力や品質水準等を評価基準に含めて落札者を決定する方式への変更と長期継続契約をセットで導入することを検討するべきである。	清掃等の委託業務の契約方法については、現在、管財課において検討が進められているため、その結果を踏まえて対応する。
4 図書の棚卸につい て (意見)	図書館内で管理されている図書については年1回、棚卸を実施しているが、18年度に新たに所在不明となった図書が20冊あるため、棚卸の回数を年2回へ増やすことを検討されたい。また、利用者の利便性を考慮して、棚卸の期間の短縮を図るべきである。	現在、図書館の棚卸は年度末に1回実施しているが、夏季休業時にも実施し、年2回とした。
5 長期貸出の図書に ついて (指摘)	学生に対し、17~18年に貸し出したまま未返却となっている図書が計13冊あった。学生に早急に返却しない理由を確認し、学生側に弁償責任がある場合は適切な処理をされたい。	学生に督促した結果、未返却となっていた図書全てが返却された。
8 物品の取得及び更 新計画について (意見)	現在、単年度予算の申請時にどの物品購入の予算を申請するか検討しているが、物品の取得及び更新計画について中期計画を作成し、いつ頃までに取得もしくは更新すべきなのか、目安の時期を設けるべきである。	物品の取得及び更新計画(長野県看護大学施設設備等整備計画)を作成した。
9 固定資産の大規模 修繕の計画について (意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・19年1月に実施された建物の定期点検により「B:軽微な対応を要する又は引き続き観察を続ける」と判定された箇所について、項目の洗い出し及びその後の対応についての「計画修繕」を作成し、次年度への申し送り事項とすべきである。 ・建物の長期修繕計画を立てていないが、予算を効率的に執行するために、長期修繕計画を作成し、定期点検の結果を反映することが望ましい。 	19年1月に実施された建物の定期点検の結果を反映した修繕計画(長野県看護大学施設設備等整備計画)を作成した。
10 教員の研究室のセ キュリティについて (指摘)	教員の研究室はマニュアルでの施錠管理となっているが、研究室には守秘義務を必要とする情報があるため、セミオートロック式の鍵を取り付けることを検討するべきである。	各研究室にセミオートロック式の鍵を設置した。
11 すずらん寮の寮費 の金額的妥当性につ いて (意見)	すずらん寮の建物にかかる減価償却費部分等を考慮すると、学生1人当たり年間252千円の追加負担をする必要が生じる。しかし県立大学は県の一組織であり発生主義の考え方は採用されていないため、学生に当該部分の追加負担を求めることは将来における検討課題である。	現在の寄宿料は、旧国立大学の標準額に準拠している。今後、追加負担を求めるかについては、他の大学の動向も注視しながら検討する。

監査委員事務局

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成19年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県教育委員会から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成21年3月12日

長野県監査委員 高見澤 賢 司

同 東 方 久 男

同 柿 沼 美 幸

同 宮 澤 宗 弘

20教総第228号

平成21年（2009年）2月5日

長野県監査委員 様

長野県教育委員会

平成19年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成20年3月13日付けで包括外部監査人中地宏氏から提出のあった、平成19年度包括外部監査の結果に関する報告及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名
長野県短期大学の経営管理
- 2 措置の内容等

事 項	監 査 結 果 （ 要 旨 ）	措 置 の 内 容
1 過去3年間委託業者が同一である委託業務について（意見）	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間同一の業者に委託している契約が、一般競争入札は1業務（学内清掃業務）、随意契約は8業務ある。このうち4契約の委託料は16～18年度で値上がりしており、2契約は同一金額である。 ・清掃業務における予定価格の積算単価を看護大学と比較すると、短期大学の方が、金額が高くなっている。したがって積算単価を再考のうえ、算定方法を見直されたい。 ・随意契約の8業務については、委託業務の内容を精査した上で随意契約とする合理的な理由があるのか改めて検討し、委託料の削減に努めるべきである。 	<p>一般競争入札及び随意契約による委託業務について、平成21年度分から予定価格の積算単価及び算定方法を見直す。</p> <p>なお、随意契約の8業務のうち、4業務は20年度委託料が16年度委託料より値下がりしており、2業務は同一金額である。適正な事務処理により引き続き、委託料の削減に努める。</p>
2 清掃業務にかかる一般競争入札について（意見）	<p>1で述べたように、学内清掃業務は一般競争入札で契約されているが、16～18年度、同一の業者に委託しており、委託料が上がり続けている。また、18年度の落札率は90.6%と予定価格に接近している。通常、一般競争入札を導入すると落札価格は下落する傾向にあると考えられるため、一般競争入札が有効に機能しているかどうか、再検討する必要がある。</p>	<p>前述のとおり、予定価格の積算単価等を見直すとともに、公告期間の見直し等入札事務を工夫して、多数の入札参加が見込まれるよう対応する。</p> <p>なお、19年度以降、毎年、落札価格は下落している。</p>
3 図書の棚卸について（意見）	<p>図書館内で管理されている図書については年1回、棚卸を実施しているが、18年度に新たに所在不明となった図書が20冊あるため、棚卸の回数を年2回へ増やすことを検討されたい。また、利用者の利便性を考慮して、棚卸の期間の短縮を図るべきである。</p>	<p>所在不明の資料について学内の再調査を行うとともに、平成21年度以降の早い時期から年2回の棚卸が実施できるよう、作業に要する人員及び利用者の利便性について調整している。</p>
4 長期延滞の貸出図書について（指摘）	<p>17～18年度の貸出図書で19年8月現在、延滞図書となっているものが計92冊（うち、卒業生が12冊、教職員が80冊）ある。卒業年度の学生に対しては早い段階から返却を求め、返却も弁済もされない場合は卒業証書を交付しない等の措置をする必要がある。教職員に対しては返却を求めているとこのことであるが、早急に返却しない理由を確認し、教職員に弁償責任がある場合は適切な処理をするべきである。</p>	<p>貸出期間超過分についてはその都度返却催促しているが、長期延滞分については再度理由を確認した上で、長野県短期大学付属図書館利用細則に基づき適切に対応する。なお、平成19年度卒業生における未返却はなかった。</p> <p>引き続き年度当初からあらゆる機会を捉えて適切な利用について注意喚起を図るとともに、今後は1月に一斉指導を行う。</p> <p>また、教職員に対しても延滞理由を確認し、全学での利用を勘案した上で、必要に応じて研究室での管理に移行する。</p>

5 講座の研究費で購入された図書の管理について (意見)	当該図書の棚卸は、図書館が主体となって棚卸を実施したことは一度もない。今後は図書館内にある図書と同様、定期的な棚卸を実施するべきである。	各研究室で管理されている図書についても、効率的な実施方法を検討のうえ、定期的な棚卸を実施する。
6 備品の棚卸について (意見)	これまで備品の棚卸は実施されていない。正確かつ効率的に棚卸を実施するために、マニュアルを作成して短期大学全体で取り組むべきである。また、物品使用者とそれ以外の者2名でチームを組んで担当割をすることが望ましい。	備品等の把握調査を平成20年度中に完了させるとともに、棚卸方法の詳細について平成21年度中に決定する。
7 備品の廃棄手続について (指摘)	県財務規則第237条により備品を廃棄する際、「物品不用決定決議書」を起案し、決裁を受けた後に不用の決定をしなければならない。しかし、短期大学では16年度以降、物品不用決議がなされないまま廃棄されている備品があった。備品を廃棄する際は、県財務規則の規定に則って、適正に「物品不用決定決議書」を起案し、承認を受けて初めて、備品を廃棄するべきである。	平成20年度からは、財務規則に基づく手続きを厳正に行っている。
8 物品の取得及び更新計画について (意見)	現在、単年度予算の申請時にどの物品購入の予算を申請するか検討しているが、物品の取得及び更新計画について中期計画を作成し、いつ頃までに取得若しくは更新すべきなのか、目安の時期を設けるべきである。	必要性及び緊急性を考慮したうえで、中期的な計画の作成を検討する。
9 固定資産の大規模修繕について (意見)	短期大学は、四年制大学化等、将来のあり方に深くかかわる問題に直面しているが、方向性が定まらないため、建物に対する設備投資を保留している。しかし、建物の老朽化の進み具合及びその危険性について把握しないまま設備投資を保留するのはリスクが大きい。早急に建物の老朽化の進行具合及び耐震改修の必要性について調査のうえ、危険性が高いと判断された箇所については、必要な代替措置を講ずるべきである。	「県有財産耐震化プログラム」に基づき、平成21年度中に耐震診断が行われる予定であることから、その結果を受けて、当該プログラムに従って必要な対応を実施する。
10 工事請負契約にかかる契約事務について (意見)	18年度、付属幼稚園の内部塗装修繕工事の発注を行っている。当該工事の予定価格は250万円以内であるため、2者から見積価格を取ったうえで、最安値の見積価格を出した業者と随意契約を締結している。最安値の見積価格を出した業者への当該工事の発注価格は予定価格の97.1%となっている。予定価格は、天井及び壁面の面積に一律単価を乗じて算定しているが、この単価の根拠が明らかでない。そのため予定価格の算定根拠を明らかにしたうえで算定方法の妥当性を検討し、より多くの業者から見積価格を入手するなど、契約事務の改善に努めるべきである。	予定価格の設定に当たっては、より多くの業者から見積徴取して比較検討するとともに、前述のとおり積算単価及び算定方法について根拠を明確化する。
11 教員の研究室のセキュリティについて (指摘)	教員の研究室はマニュアルでの施錠管理となっているが、研究室には守秘義務を必要とする情報があるため、セミオートロック式の鍵を取り付けることを検討するべきである。	今後の本学の改修計画や予算の状況を見ながら、研究室のあり方も含め情報漏えいを防ぐための方策を検討する。
12 付属幼稚園のセキュリティ対策について (指摘)	付属幼稚園の安全確保のためのセキュリティ対策は、ソフト面で色々と工夫が見られるものの、ハード面の防犯設備はほとんど整備されていない。付属幼稚園の方向性が定まった段階で、ハード面の整備を急ぐ必要がある。	付属幼稚園の方向性が決まった段階で、ハード面の整備を早急に行う。

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成19年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成21年3月12日

長野県監査委員 高見澤 賢 司

同 東方 久 男

同 柿 沼 美 幸

同 宮 澤 宗 弘

20建政第325号

平成21年（2009年）2月27日

長野県監査委員 様

長野県知事 村 井 仁

平成19年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成20年3月13日付けで包括外部監査人中地宏氏から提出のあった、平成19年度包括外部監査の結果に関する報告及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名
道路の建設・管理運営
- 2 措置の内容等

事 項	監 査 結 果 （ 要 旨 ）	措 置 の 内 容
1 公共投資の実績と借入金の状況 —世代間の公平性の視点から— (意見)	<p>近い将来、多くの施設等の更新時期を迎えることになることを考えると、長期的に持続的なサービス提供を行うとする場合、その財源を現役世代が一部負担するのか、あるいは施設の廃止の意思決定を含めて将来世代が資金の全額負担するのか、基本的な考えを検討する必要があると思われる。そのような基本的な考え方の検討に基づき、資産更新計画を策定するとともに、減価償却費の一定割合を資産更新のための基金として積み立てるなどの財政計画・予算編成も必要になってくると考える。</p> <p>今後も財政的には厳しい状況が続くであろうが、このような視点からも、財政規律の維持に努めることを望むものである。</p>	<p>今後とも持続可能な財政構造の構築に向け、行財政改革プランに沿って財政の健全化を一層進めてまいります。</p>
2 道路資産の評価について (意見)	<p>県の道路全体の維持修繕に必要な金額を試算したところ、年間で83億円になったが、現在の維持修繕は40億円程度であり、道路の路面の劣化が進んでいることから、財政的な手当ての可否について検討が必要と思われる。</p> <p>道路事業の財務状況を県民に適切に開示するとともに、資産管理の効率化を図るため、アセットマネジメントの活用が望まれる。</p> <p>将来的な課題としては、道路（路線）ごとのトータルライフコスト（今後30年～50年の維持修繕費・更新費）が最小となるような維持修繕・更新計画を作成し、費用対効果を高め、必要な維持修繕費・更新費予算を確保することを検討することが望まれる。</p>	<p>「優先度付けによる修繕計画の策定と予算の確保」及び「計画的な工事の実施」への移行を進めるとともに、マネジメントサイクル（点検→計画策定→修繕工事の実施→効果の確認）を確立させ、良好な資産管理に努めます。</p> <p>本年度は、県が管理する橋梁全体の修繕計画として、平成20年6月13日に「長野県橋梁長寿命化修繕計画」を決定し、計画的な修繕工事に着手しました。</p> <p>また、平成21年度当初予算案に、計画修繕を実施するための所要額を計上しました。</p>
3 道路計画と進捗状況について —「道路の整備に関するプログラム」 (平成10年度～19年度)の実績と新しい中期総合計画— (意見)	<p>限られた予算のなかで効果的・効率的に道路整備事業を進めるためには、これからの道路事業のあり方、方向性を明確化する道路事業計画の位置づけが、今まで以上に重要になる。</p> <p>道路見える化計画と次期中期総合計画は概ね整合しているが、一部については対策事業が検討中とされている。これらについても、早期に対策を立案し、実施することが望まれる。</p>	<p>道路見える化計画のイライラ（移動性阻害）箇所・ハラハラ（安全性対策）箇所の対策については、平成20年度の建設部主要事業で「道路見える化事業」として重点的に取り組むこととしています。</p> <p>また、「長野県移動性・安全性向上検討委員会」においてもPDCAサイクルによる進捗管理を始めています。</p> <p>対策事業を検討中の箇所については、現在関係機関と協議を重ねており、計画内容と効果を検討委員会に諮っていく予定です。</p>

4 入札制度について (意見)	<p>入札制度の今後の課題として、総合評価落札方式の定着があげられる。中期総合計画においても、総合評価落札方式の拡大の方向性が示されている。しかし具体的な目標値は特に明示されていない。総合評価落札方式は、受注希望型競争入札に比べ、時間、費用のかかる入札方式であるが、費用対効果を考慮しながら、価格以外の評価の客観性、妥当性を確保した前向きな取組を期待するものである。</p> <p>入札差金の管理については、個別事業ごとに適切に判断されているが、県全体として、その効果的な活用を県民に示すことが必要ではないかと考える。また、情報公開がより効果的な事業執行につながることを望むものである。</p>	<p>総合評価落札方式の実施については、平成19年度は、建設工事で受注希望型競争入札1825件中489件(26.8%)、委託業務で1823件中115件(6.3%)で実施しました。平成20年度は、さらに拡大を図るため、建設工事で対象案件の3割以上、委託業務で対象案件の2割以上実施を目標に取り組みしており、平成20年12月末現在で、建設工事534件、委託業務214件で実施しております。</p> <p>入札差金を県全体として正確に把握するには、入札差金の活用と変更契約による増とを峻別する必要があるなど、現地機関における新たな事務処理を必要とすることから、正確で分かりやすく、なおかつ事務の負担とならない公開の方法を検討してまいりたい。</p>
5 繰越の縮減について (意見)	<p>全ての事業を予定通りに進捗させることは難しいかもしれませんが、ある程度の繰越はやむを得ないと思われるが、その金額は極力少ないほうが望ましい。</p> <p>県では繰越の縮減について問題意識を有しており、繰越に向けての対応を明示しており、予算の関連として議会で審議されている。今後とも繰越額の縮減に向けた取組が成果を挙げることを望むものである。</p>	<p>各建設事務所において年間の執行計画を作成し、その進捗状況を技術管理室で集計して文書で通知するとともに、所長会議、課長会議の際にも進捗状況の報告を行い、繰越の縮減に向けての早期発注を要請しています。</p> <p>また、入札システムにおいても受注希望型入札で入札予定価格5,000万円未満工事の公告期間を短縮し、効率化を図っています。</p>
6 事業の効率性について		
① 事業期間の短縮 (意見)	<p>道路整備事業の事業期間の平均は7、8年とのことであるが、事業期間を短縮することができれば、事業の効果がより早く発現することになり、また、短縮された分、他の事業の着手が早まる可能性がある。このため、事業期間は短縮されることが望ましい。</p>	<p>道路整備の事業期間は、箇所毎の事業規模、用地の取得状況、国や県の予算状況等により長短の差異が生じますが、今後とも、継続箇所、必要事業への重点投資などにより事業期間の短縮に努めます。</p> <p>平成20年度は、県道米川飯田線天竜橋や松本市内環状南線などにおいて予算の重点投資により、供用を開始(内環状線は一部)することができました。</p>
② 用地買収 (意見)	<p>用地買収に時間を要している案件もあり、今後も鋭意用地買収を進め、速やかに事業を完成させることが望まれる。</p> <p>また、いったん用地買収が始まるとその事業をやめるといったことが困難になるという面があるので、用地買収の前に、再度、事業計画の必要性、妥当性を慎重に検討することが望まれる。</p>	<p>用地買収については、鋭意関係者の理解を得よう努め事業進捗を図ります。また、公共事業評価制度により、新規箇所の採択決定や継続箇所の実施方針の検討など個別箇所評価を活用し、引き続き適正な事業執行を図ります。</p>
③ 段階施工の箇所 (意見)	<p>用地買収は行われているが、工事を段階的に施工しており、平成18年度末現在では工事に着手していない箇所がある。段階的施工となる要因としては、ネットワークとして繋がる高規格道路等の整備状況や暫定2車線整備後の交通量の状況等があり、そうした外部環境の変化を見ながら今後対応を検討することが望まれる。</p>	<p>段階施工の箇所については、交通量の状況等、外部環境の変化を見ながら今後対応を検討してまいります。</p> <p>なお、報告書記載箇所のうち、国道256号飯田市下久堅バイパスについては、三遠南信自動車道飯田東ICに隣接する部分を上久堅拡幅という箇所名で平成21年度に新規事業化できるよう国へ要望中です。</p>
④ 未供用地について (意見)	<p>道路用地は取得したが、いまだ供用されていない土地がある。調査時が平成18年度末現在の未供用地のため、このうち取得より時間を経過している箇所については、今後できる限り早い時期に供用を開始できるよう効率的な事業執行に努めることを要する。</p>	<p>報告書記載の箇所は平成19年度以降に順次工事着手する予定であり、早期に供用できるよう努めてまいります。</p> <p>国道143号上田市築地バイパスについては、平成20年度に工事着手し、平成21年度の供用開始を目指しております。</p> <p>また、松本市内環状南線においては、事業効果の早期発現のため、平成19年度と平成20年度において本工事を実施し、さらに緊急経済対策として工事を前倒し発注することにより、早期の効果発現に努めております。</p>
7 道路資産管理の状況について (意見)	<p>地域の特性や人口、道路の利用率などに配慮して、道路のネットワーク機能、道路の安全性など、道路修繕における優先事項を明らかにし、資産を効率よく管理・運用する維持修繕計画を策定することが望まれる。</p>	<p>優先度付けによる修繕計画の策定と実施、及びマネジメントサイクル(点検→計画の策定→修繕工事の実施→効果の確認)の確立を基本とした効率的な維持修繕計画の策定を進めます。</p> <p>本年度は、県が管理する橋梁全体の修繕計画として、平成20年6月13日に「長野県橋梁長寿命化修繕計画」を決定し、計画的な修繕工事に着手しました。</p> <p>また、平成21年度当初予算案に、計画修繕を実施するための所要額を計上しました。</p>

8 工事事例調査の結果 (意見)	計画的で効率的な予算の執行、工事の有効性という観点から、不測の事態が生じるリスクを極力低くすべきである。予算上の制約や設計上の想定可否といった問題はあるものの、工事を発注する前の調査、設計については、出来るだけ綿密に行った上で、工事の進捗を管理することが望ましい。また、関係住民や市町村との事前協議を十分に行うことが望まれる。	引き続き、関係者との事前協議を十分に行うとともに、不測の事態に備え計画段階での調査をできるだけ綿密に行い、事業執行の効率性を高めていきます。しかし、事前調査を行っていても地形地質が複雑な現場では設計上想定し得なかった状況となる場合もあるため、施工段階での確認調査等も合わせて行い、工事を実施してまいります。
9 長野県道路公社について		
① 路線別収支予測に基づく出資金回収見込み (意見)	県の財政状況の悪化や多額な借入金残高を勘案すれば、利用者負担の継続により、できるだけ多くの出資金の返還を求めるといった選択はやむをえない面があるともいえる。 しかしながら、県民にとって、有料道路をいつどのような形で開放し、財政負担を軽減していくかを検討する時期が再び来ることになる。そのために、将来の選択肢や社会実験の意味など、県としての考えを県民に示していくことが望まれる。	出資金の放棄は、受益者である道路利用者からの料金収入ではなく結果的に県民の税金を投入することになり納税者である県民の理解が必要であるため、無料化に伴う支出とそれに対する効果を勘案し、無料開放時期を検討します。
② 将来の3つの選択肢 一 公差制度、維持管理有料道路制度、無料開放の選択について (意見)	三才山と新和田においては、料金徴収期間満了前に、県の出資金の償還を終える時期が来る可能性が高い。県は関係機関と協議し県民に対して、公差制度の適用、維持管理有料制度、無料開放の3つの選択肢からどのような政策を選択するか、十分な情報を提供し、多くの県民が納得できるような議論をしていくことが必要になると思われる。	収支計画の精査を行い県民の理解が得られるもっとも有効な無料開放時期を検証のうえ、今後の方針を検討します。
③ 無料開放時の道路資産の評価 (意見)	無料開放時の道路資産の評価を試算すると、移管時の構築物の評価(減価償却簿価額)が281億円、土地の評価(取得価額)が59億円で、合計340億円となり、県の出資金219億円を上回ることになる。 県は、有料道路に関する収支状況、資産・負債状況、コスト情報を、県民にわかりやすく提供し、総合的に政策の意思決定に役立てていくことを望むものである。	適正な資産評価を勘案し県出資金の償還について検討していきます。 また、指摘された情報は、可能な限り公表することとしており、決算状況等につきましては既に道路公社のホームページに掲載しております。
④ 社会実験について (意見)	社会実験の趣旨は、有料道路の料金を無料化・減額化することにより一般道路の交通を転化し、周辺の沿道環境を改善するための対策として始まったものである。しかしながら、長野県ほど長く料金を下げている県は他になく、社会実験による成果や影響を総括した上で、今後は県としての考え方を県民に対して示していくことが必要であると考えます。	現在、社会実験の効果を検証中であり、今後この結果を基に財政負担軽減や県民益に着目した今後の料金徴収のあり方について検討します。

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月12日

長野県西駒郷地域生活支援センター所長

大池 ひろ子

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

西駒郷プールサイド修繕工事

3 工事箇所名

駒ヶ根市下平2901番地7 長野県西駒郷

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されている者であること。

イ 資格総合点数が816点以下の者であること。

ウ 上伊那地方事務所管内に本店を有している者であること。

5 工期

着手日から約80日間(繰越明許費設定済)

6 支払条件

- (1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

- (2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、平成21年3月12日(木)から平成21年3月18日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

駒ヶ根市下平2901番地7

長野県西駒郷地域生活支援センター

電話 0265(82)6833

8 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月19日(木) 午後2時

イ 場所 長野県西駒郷 管理棟第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成21年3月17日(火)午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 債務負担行為

無し

(11) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

障害福祉課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月12日

長野県野菜花き試験場長 赤沼礼一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び予定数量

灯油 60,000リットル

(2) 物品等の特質

灯油(JIS規格1号)

(3) 納入期限

契約締結日から平成22年3月31日までの別に定める日

(4) 納入場所

長野市松代町大室2206 長野県野菜花き試験場(温室23箇所、本館棟2箇所、菌茸棟1箇所)

(5) 入札方法

1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市松代町大室2206

長野県野菜花き試験場 管理部

電話 026(278)6848

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月27日 午後3時から

ただし、本契約に係る予算の議決が3月27日以降になった場合は、その議決があった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午後3時とします。

イ 場所 長野県野菜花き試験場 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成21年4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときに入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

農業技術課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月12日

長野県長野高等学校長 小山 壽一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野高等学校定時制夜食事業業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

仕様書のとおりです。

(5) 入札方法

一食当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区

分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(5) 長野県内の学校、福祉施設又は医療施設で給食を提供した実績がある者であること。

(6) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市上松1-16-12

長野県長野高等学校

電話 026 (234) 1215

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成21年3月18日(水) 午前10時

(2) 場所 長野県長野高等学校 会議室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月26日(木) 午前10時

イ 場所 長野県長野高等学校 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月23日(月)までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。